旧緊急時避難準備区域から宮城県に避難した申立人ら(母と幼児2名)について、生計維持のため、母が就労しなければならないこと、母が就労を続けるためには、申立外の祖母らに子の世話をしてもらう必要があるが、祖母らも宮城県に避難をしていることなどを考慮し、避難継続の必要性を認め、平成25年11月までの避難費用、精神的損害等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、同X2、同X3(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

1 申立人X1について

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

① 避難費用(交通費)

(平成23年3月11日~平成24年8月31日)

② 避難費用(賃借費用等)

(平成24年5月1日~同年8月31日)

③ 避難費用(保育料増加費)

(平成24年4月1日~同年8月31

日)

④ 避難費用 (家財購入費)

(平成23年3月11日~平成24年8月31

日)

⑤ 避難費用(被服費等)

(平成23年3月11日~平成24年8月31

日)

⑥ 一時立入費用(交通費)

(平成23年3月11日~平成24年8月31

日)

(7) 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)

(平成23年3月11日~平成25年11月30

日)

- ⑧ 就労不能損害 (平成23年3月11日~平成24年8月31日)
- ⑨ 平成24年9月25日付東電プレスリリースに基づく避難・帰宅等にかかる費用相当額(平成24年6月1日~同年8月31日)
- ⑩ 本件和解仲介に関する弁護士費用
- 2 申立人X2について

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばない ことを相互に確認する。

記

損害項目

① 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)

(平成23年3月11日~平成25年11月30日)

- ② 平成24年3月5日付東電プレスリリースに基づく自主的避難等にか かる損害 (平成23年4月23日~同年12月31日)
- ③ 平成24年9月25日付東電プレスリリースに基づく避難・帰宅等にかかる費用相当額 (平成24年6月1日~同年8月31日)
- ④ 本件和解仲介に関する弁護士費用
- 3 申立人X3について

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばない ことを相互に確認する。

記

損害項目

① 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)

(平成23年3月11日~平成25年11月30日)

- ② 平成24年3月5日付東電プレスリリースに基づく自主的避難等にかか る損害 (平成23年4月23日~同年12月31日)
- ③ 平成24年9月25日付東電プレスリリースに基づく避難・帰宅等にかかる費用相当額 (平成24年6月1日~同年8月31日)
- ④ 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、以下の通り金687万0323円の支払 義務があることを認める。

4		
1	避難費用(交通費)	金9万6000円
2	避難費用(賃借費用等)	金25万4466円
3	避難費用(保育料増加費)	金9万0750円
4	避難費用(家財道具購入費)	金30万0000円
(5)	避難費用(被服費等)	金24万0000円
6	一時立入費用 (交通費)	金2万0000円
7	精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	金531万2000円
8	就労不能損害	金24万0000円
9	平成24年9月25日付東電プレスリ	リースに基づく避難・帰宅等にか
	かる費用相当額	金11万7000円

⑩ 本件和解仲介に関する弁護士費用金20万0107円

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間

に限る。) に対する和解金として、以下の通り金395万2110円の支払 義務があることを認める。

① 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)

金332万0000円

- ③ 平成24年9月25日付東電プレスリリースに基づく避難・帰宅等にかかる費用相当額 金11万7000円
- ④ 本件和解仲介に関する弁護士費用

金11万5110円

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、以下の通り金395万2110円の支払 義務があることを認める。

① 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)

金332万0000円

- ④ 本件和解仲介に関する弁護士費用

金11万5110円

第3 既払い金

1 申立人X1について

申立人X1及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、本件の損害に対する本賠償金として金8万000円を支払済みであることを確認する。この既払金全額について、第2項記載の和解金687万0323円と清算することとする。

2 申立人X2について

申立人X2及び被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、本件の損害に対する本賠償金として金60万000円を支払済みであることを確認する。この既払金全額について、第2項記載の和解金395万2110円と清算することとする。

3 申立人X3について

申立人X3及び被申立人は、被申立人が申立人X3に対し、本件の損害に対する本賠償金として金60万000円を支払済みであることを確認する。この既払金全額について、第2項記載の和解金395万2110円と清算することとする。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成26年2月25日

(仲介委員 笹原直和)